

食品表示法(品質事項)

～(2)加工食品の原料原産地表示について～

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

食品表示法(品質事項)の(2)加工食品の原料原産地表示について説明します。

一般用加工食品⑤

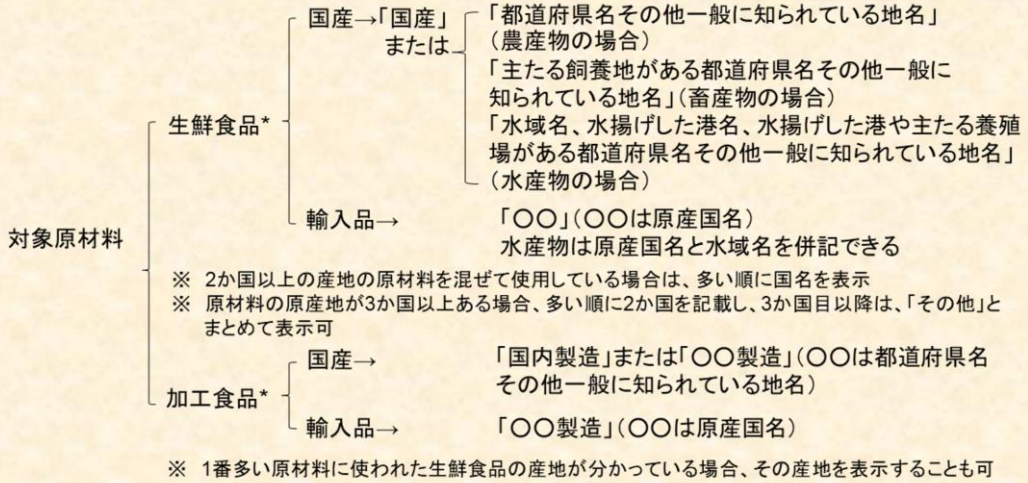
原料原産地名

輸入品以外の加工食品

対象原材料の原産地を原材料名に対応させて表示する。

対象原材料…使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料をいう。

経過措置期間は、
令和4年3月31日まで



加工食品の原産地表示について、平成29年9月1日から、国内で製造した全ての加工食品に対し、製品に占める重量割合が上位1位の原材料に産地の表示が義務付けられました。

ただし、外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、輸入品は対象外です。

使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料である対象原材料の、原産地を原材料名に対応させて表示します。

生鮮食品は、国産品は、「国産」、または、農産物の場合は「都道府県名その他一般に知られている地名」、畜産物の場合は「主たる飼養地がある都道府県名その他一般に知られている地名」、水産物の場合は「水域名、水揚げした港名、水揚げした港、主たる養殖場がある都道府県名その他一般に知られている地名」を表示します。輸入品は、原産国名を表示します。水産物は、原産国名と水域名を併記できます。

産地が複数ある場合は、原材料の重量が多い順に表示します。原材料の原産地が3か国以上ある場合は、多い順に2か国を表示し、3か国目以降は、「その他」とまとめて表示することができます。

加工食品は、国産品は、「国内製造」または「〇〇製造」(〇〇は都道府県名その他一般に知られている地名)、輸入品は、「〇〇製造」(〇〇は原産国名)と表示します。

なお、経過措置期間は、令和4年(2022年)3月31日までとなっており、経過措置期間終了まで、あと数ヶ月と迫ってきた状況となりました。

表示例(原料原産地)

対象原材料が生鮮食品の場合

例1)原料原産地欄による表示例

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、...
原料原産地名	カナダ(豚肉)

× 不適切な表示例

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、...
原料原産地名	カナダ

豚肉? 豚脂肪??

対象原材料が生鮮食品の場合の具体的な表示例です。

例1)は原料原産地名欄を設けて記載する方法です。下の不適切な表示例のように書いてしまうと原料原産地であるカナダが豚肉の産地なのか豚脂肪の産地なのかわからないことから、

原産地名の後に括弧をつけ原材料名を明記する必要があります。

(参照 原原-17)

表示例(原料原産地)

対象原材料が生鮮食品の場合(つづき)

例2) 原材料名欄に括弧書きする場合の表示例

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(カナダ)、豚脂肪、...

例3) 具体的な表示場所を明記した上で枠外に表示する場合の表示例

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、...
原料原産地名	枠外下部に記載
原料豚肉の原産地名	カナダ

3

例2)は原材料の後ろに括弧書きで原産地名を記載する方法です。

例3)は原料原産地名欄に記載場所を明記した後(この例の場合は「枠外下部に記載」)、枠外の指定した部位に欄を設けて原産地を記載する方法です。

(参照 原原一17)

表示例(原料原産地)

対象原材料が加工食品の場合

例1)原料原産地欄による表示例

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、...
原料原産地名	ドイツ製造(りんご果汁)

例2)原材料名欄に括弧書きする場合の表示例

名 称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁(ドイツ製造)、果糖ぶどう糖液糖、...

4

次に対象原材料が加工食品の場合の表示例です。

例1)は、原料原産地名欄を設けて表示した場合の表示例です。りんご果汁がドイツで製造されたものであることを示しています。

例2)は原材料の後ろに括弧書きで原産国名を記載する方法です。

(参照 原原-42)

表示例(原料原産地)

対象原材料の原産地が複数ある場合

例1)原料原産地が3か国以上あり、全てを表示する場合の表示例

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(カナダ、アメリカ、デンマーク、日本)、豚脂肪、...

例2)原料原産地が2か国以上を表示し、それ以外を「その他」とする場合の表示例

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(カナダ、アメリカ、その他)、豚脂肪、...

5

対象原材料の原産地が複数ある場合の具体的な表示例です。

例1)は原料原産地が3か国以上であり、その全ての国名を表示する場合の表示方法です。原材料に占める重量の割合が高いものから順に表示します。

例2)は例1)と同じように3か国以上のものを混合している場合の表示例です。原材料に占める重量の割合が高いものから順に2か国を表示し、その他の原産地を「その他」と表示しています。

(参照 原原一18)

表示例(原料原産地)

対象原材料の原産地が複数ある場合

例3) 国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合の表示例
鹿児島県産(50%)、宮崎県産(30%)、とカナダ産(20%)の原材料を混合したケース

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(国産、カナダ産)、豚脂肪、...

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(国産(鹿児島県、宮崎県)、カナダ産) 豚脂肪、...

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(鹿児島県、宮崎県、カナダ)、豚脂肪、...

6

例3)は国産(鹿児島県産50%、宮崎県産30%)と外国産(カナダ産20%)の原材料を混合して使用している場合の表示例です。

上段の表示は鹿児島県産と宮崎県産をまとめて「国産」と表示した例になります。

中断の表示は国産の後ろに括弧をつけ産地を記載した表示例です。

下段は全ての産地を記載した表示例になります。

スライドにはお示ししていませんが、重量順で鹿児島県、宮崎県、カナダ、アメリカを原産地とする原材料を混合して使用している場合、「鹿児島県、宮崎県、その他」という表示を行うことは、国単位でみて鹿児島県と宮崎県は日本で1か国しか表示していないとみなされるため不適切となります。

(参照 原原一18)

一般用加工食品⑤

「又は表示」

原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法

※ 過去の使用実績等における平均使用割合が5%未満の原産地について、原産地名の後ろに括弧を付して「5%未満」などと表示

「大括り表示」

3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法

「大括り表示＋又は表示」

「大括り表示」が認められる条件を満たした上で、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、「輸入、国産」や「国産、輸入」の表示が困難な場合であって「又は表示」の認められる条件を満たす場合に限り認められる

食品表示基準別表第15に定める食品(22の食品群と5品目)は、個別の基準に従って表示します

7

先ほど説明しました表示方法、「国別重量順表示」が原則となりますが、産地が頻繁に変わるなど、それが可能でない場合について認められる表示方法です。

「又は表示」は、原産地として使用可能性のある複数の国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

過去の使用実績等における平均使用割合が5%未満の原産地については、原産地名の後ろに括弧書きで「5%未満」などと表示します。

「大括り表示」は、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法です。

「大括り表示＋又は表示」は、「大括り表示」が認められる条件を満たした上で、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、「輸入、国産」や「国産、輸入」の表示が困難な場合で、「又は表示」の認められる条件を満たす場合に限り認められる方法です。

「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示＋又は表示」をする場合は、表示の根拠となる資料を保管する必要があります。

別表第15の品目については、この表示方法ではなく、個別の基準に従います。

表示例(原料原産地)

又は表示

例1) 外国の産地2か国の場合の表示例

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(カナダ又はアメリカ)、豚脂肪、…

※豚肉の産地は、前年の使用実績順

例2) 令和△年の使用実績におけるデンマーク産豚肉の重量割合が5%未満である場合の表示例

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(カナダ又はアメリカ又は国産又はデンマーク(5%未満)豚脂肪、…

※豚肉の産地は、令和△年の使用実績順

例3) 上位2か国を表示し、3か国目以降を「その他」とする場合の表示例

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(カナダ又はアメリカ又はその他)、豚脂肪、…

※豚肉の産地は、令和△年から2年間の使用実績順

まず、「又は表示」の表示例です。

例1)のように「カナダ又はアメリカ」とした場合は、「カナダのみ」、「アメリカのみ」、「カナダ、アメリカの順番」、「アメリカ、カナダの順番」の4通りの産地のパターンを表しています。

あくまで表示した国の範囲内での使用が認められるものであって、表示されていない国を産地とする原料の使用は認められません。

例2)は過去の豚肉の使用実績で重量割合が5%未満のものがあつた場合の表示例になります。

使用量が極めて少ない原産地の使用量については、消費者が誤認することを防止するため、重量割合が5%未満の原産地については、原産地の後ろに「5%未満」などと表示します。

例3)は上位2か国を表示し、3か国目以降を「その他」とまとめて表示する場合の表示例になります。

(参照 原原一28、原原一30(5%未満の表示例について))

表示例(原料原産地)

大括り表示

例1)3以上の外国産のみの場合

名 称	こいくちしょうゆ(本醸造)
原 材 料 名	大豆(輸入)、小麦、食塩

例2)国産より外国産の方が多い場合

名 称	こいくちしょうゆ(本醸造)
原 材 料 名	大豆(輸入、国産)、小麦、食塩

「大括り表示」と「又は表示」の併用

例)

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(輸入又は国産)、豚脂肪、...

※ 豚肉の産地は令和△年の使用実績順

「大括り表示」の表示例です。

例1)は過去の一定期間の産地別使用実績又は今後一定期間の使用計画において3以上の外国を原産地とする場合の表示の表示例で「輸入」と表示します。

例2)は国産よりも輸入品の合計の方が重量割合が高い場合における表示例で、「輸入、国産」と表示します。

次に「大括り表示」と「又は表示」の併用した場合の表示例です。

例)のように「輸入又は国産」とした場合は、「輸入のみ」、「国産のみ」、「輸入、国産の順番」、「国産、輸入の順番」の4通りの産地パターンを表しています。

「又は表示」同様に、消費者の誤認防止のために、必ず一定期間における産地別仕様実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要となります。

(参照 原原一33 ⇒大括り表示)

(参照 原原一36 ⇒大括り表示と又は表示の併用)

一般用加工食品⑥(原料原産地表示品目)

生鮮食品に近い加工食品で、主な原材料(原材料に占める重量割合が、**50%以上のもの**)の原産地表示(食品表示基準別表第15)※個別品目は、個別に定める表示方法による。

農産	(1)乾燥きのこ類、乾燥野菜、乾燥果実 (2)塩蔵きのこ類、塩蔵野菜、塩蔵果実 (3)ゆで、蒸したきのこ類、野菜、豆類、あん (4)異種混合したカット野菜、果実、その他野菜、果実、きのこ類の異種混合 (5)緑茶、緑茶飲料 (6)もち (7)いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生、いり豆類 (8)黒糖、黒糖加工品 (9)こんにゃく
畜産	(10)調味した食肉 (11)ゆで、蒸した食肉、食用鳥卵 (12)表面をあぶった食肉 (13)フライ種として衣をつけた食肉 (14)合挽肉、その他異種混合食肉
水産	(15)素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、こんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類 (16)塩蔵魚介類、海藻類 (17)調味した魚介類、海藻類 (18)こんぶ巻 (19)ゆで、蒸し魚介類、海藻類 (20)表面をあぶった魚介類 (21)フライ種として衣をつけた魚介類
その他	(22) (4)又は(14)に掲げるもののほか生鮮食品を異種混合したもの
個別品目	1 農産物漬物、 2 野菜冷凍食品、 3 うなぎ加工品、 4 かつお削りぶし 5 おにぎり

10

食品表示基準の別表第15に定める27種類の品目は、この表のとおりです。

原料原産地名は、主な原材料(原材料に占める重量割合が50%以上)の産地を表示します。

ただし、個別品目は、個別に定める表示方法によります。

表示する産地は、国産のものは「国産」、輸入品の場合はその国の名前を表示します。また、国産のものは、都道府県名、その他一般に知られた地名での表示も可能です。

平成29年9月の基準の改正により、個別4品目におにぎりが追加されました。おにぎりは、のりの原料となる原そうの原産地を表示します。

なお、別表第15に定める食品については、「又は表示」や「大括り表示」は認められませんので、ご注意ください。

一般用加工食品⑧ 表示例2(原料原産地名)

一括表示欄(義務表示事項)

名称	あじの開き
原材料名	真あじ、食塩
原料原産地名	A国
内容量	1尾
消費期限	枠外下部に記載
保存方法	10℃以下で保存
製造者	〇〇株式会社 神奈川県小田原市△

※ 食品表示基準別表第15の1に定める食品



表示禁止事項(食品表示基準 第9条)



- 1 第3条及び第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 2 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語
- 3 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示 等

11

食品表示基準の別表第15の1に定める食品(個別品目を除いた食品)の、一括表示欄に原料原産地を表示し、商品表面にも産地名を表示する例です。

一括表示欄の原料原産地名が「A国」となっていますが、商品表面には小田原産とあり、小田原が製造地なのか原料原産地なのかわからない表示となっています。

小田原産と記載する場合は、たとえば、製造地小田原とし、原料原産地名を括弧書きで表示するなど、消費者に対してまぎらわしい表示とならないようにします。ただし、製造地は、義務表示ではありません。

まぎらわしい表示は、「表示禁止事項」に該当する可能性があるのでご注意ください。

「表示禁止事項」は、

- 1・第3条、第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 2・産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語
- 3・その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示 などです。